

MM2H はマレーシアに長期滞在できるビザです。私が取得した時は、マレーシアの滞在義務がなく、10 年間有効でした。10 年間で過ぎるとまた更新できますから、事実上の永住権です。ところがコロナ騒動で申請ができなくなりました。コロナ騒動がおさまリ、また申請が始まるのかなと思っているとマレーシア政府は経済的な条件を非常に厳しくしてきました。月収が 120 万円などという条件を出して来ました。従来は月収 30 万円でした。私はセミリタイアの身だから、とてもそんな収入はありません。さらにマレーシアに毎年 90 日の滞在義務が加わりました。私はマレーシアに毎年 90 日もいるつもりはありません。それで今度は更新しないことにしていました。マレーシア政府はさらに条件を変更し、最低 60 万リンギット（約 1800 万円以上）の不動産の購入を付け加えました。私は不動産投資はプロに近い見識が必要だと思っています。だから私は日本の不動産にも手を出しませんでした。マレーシアのような外国の不動産の価値が、住んでもいない外国人にわかるはずがありません。これで MM2H の魅力はなくなったなと思っていました。ところが、ふとネットを見ていると、MM2H を更新する場合は経済的条件は以前のものが適用され、マレーシアへの滞在義務もないとのこと。ただ有効期間が 5 年になり、ビザの費用が高くなります。そのくらいの改悪なら、更新しようかと思いました。10 年間の有効期限が切れる 1 ヶ月半くらい前でした。私は最初に申請したのも自分でしたため、更新も自分ですることになりました。これはその体験記です。また 5 年後に更新する時のための、私の備忘録の意味もあります。

IMMIGRATION DEPARTMENT OF MALAYSIA のサイト

<https://www.imi.gov.my/index.php/en/main-services/malaysia-my-second-home-mmh2-en/>には必要書類を下記のように書いてあります。私は定期預金を預けることで MM2H を申請しています。

CLIENT CHARTER: 30 (THIRTY) WORKING DAYS 申請者への許可 30 営業日

Applicant or representative MM2H company must be present;

申請者または MM2H 業者の代理人の来庁が必須

Intention letter for individual/ agency representative letter for MM2H company;

個人の場合は依頼書 / MM2H 業者の場合は代理人である書類

Original & copy of applicant passport;

申請者のパスポートの原本とコピー

Form Imm.55 Imm.55.pdf (available at website JIM);

IMM.55 様式書類 Imm.55.pdf が JABATAN IMIGRESEN MALAYSIA で入手可能

Latest account statement (fixed deposit account);

定期預金の最新の明細書

Current statement account;

この英語には違和感があり、おそらく

Current account statement;

の誤りである。これなら「当座預金の明細書」になる。

Original of confirmation letter from bank (tagged under lien);

銀行からの確認書原本（担保付き）

Original & copy of conditional approval letter;

仮承認書の原本とコピー

Original & copy of health insurance for below 60 years old; and

60 歳未満の場合は健康保険の原本とコピー

Form MFII Medical Form II.pdf (medical report original-available at website JIM);

MFII 様式書類 Medical Form II.pdf の医療報告書の原本が JABATAN IMIGRESEN

MALAYSIA で入手可能

しかしこの必要書類には落ちているものがあります。

今は管轄が Immigration department から Ministry of Tourism, Arts and Culture に変わっています。私はメールで
rashidir@imi.gov.my
に問い合わせました。それには、下記の書類が必要とのことでした。

APPLICATION FOR EXTENSION 5 YEARS 5年の更新の申請
CLIENT CHARTER: 30 (THIRTY) WORKING DAY 申請者への許可 30 営業日

- Letter of application from the principal
主申請者の依頼書
- Application letter from registered agent/MM2H license (If applicable)
登録代理人/MM2H ライセンスの依頼書（該当する場合）
- Copy of MM2H registered agent identification card (if applicable)
MM2H 登録代理人 ID カードのコピー（該当する場合）
- New passport (principal/dependent)
新しいパスポート（主申請者/副申請者）
- Copy of previous Social Visit Pass (MM2H)
以前の社会訪問パス(MM2H)のコピー
- A copy of the principal's Social Visit Pass (MM2H) (if the applicant is a dependent)
主申請者の社会訪問パス(MM2H)のコピー（申請者が副申請者の場合）
- Old passport (principal/dependent)
以前のパスポート（主申請者/副申請者）
- Form IMM.12
IMM.12 様式書類
- Form IMM.38 – (if applicable)
IMM.38 様式書類（該当する場合）
- Form IMM.55
IMM.55 様式書類
- A copy of the conditional approval letter
仮承認書のコピー
- Stamped Personal Bond form.
押印された個人保証書
- Health insurance (age 60 years and above excluded)
健康保険（年齢が 60 歳以上は不要）
- Proof of family relationship issued/translated and authenticated by a foreign Representative inside/outside.
内外の外国の代表機関が発行、翻訳、認証した家族関係の証明書
- MFII medical reports
MFII 医療報告書
- Latest account statement (fixed deposit account).
定期預金の最新の明細書
- Original & current confirmation letter from bank (tagged under lien).
預金が担保されていることの銀行の現在の証明書の原本
- Other additional documents if required.
その他必要に応じた追加書類

私は 60 歳以上で、一人だけの申請で、業者を経由しない申請ですから、必要な書類は下記になります。

- Letter of application from the principal
主申請者の依頼書
- New passport
新しいパスポート
- Copy of previous Social Visit Pass (MM2H)
以前の社会訪問パス(MM2H)のコピー
- Old passport
以前のパスポート
- Form IMM.12
IMM.12 様式書類
- Form IMM.55
IMM.55 様式書類
- A copy of the conditional approval letter
仮承認書のコピー
- Stamped Personal Bond form.
押印された個人保証書
- MFII medical reports
MFII 医療報告書
- Latest account statement (fixed deposit account).
定期預金の最新の明細書
- Original & current confirmation letter from bank (tagged under lien).
預金が担保されていることの銀行の現在の証明書の原本

この中で、新しいパスポートと以前のパスポートは写真のある所をコピーして提出すれば可です。パスポートの原本も持って来たほうがいいですが、パスポート自体を提出する必要はありません。なおパスポートは 2 つあり、それぞれに Social Visit Pass (MM2H)があります。私は念のために 2 つのパスポートにある Social Visit Pass (MM2H)を両方ともコピーして提出しました。それで実際に提出した書類は下記のものです。

- Letter of application from the principal
主申請者の依頼書
- Copy of New passport
新しいパスポートのコピー
- Copy of previous Social Visit Pass (MM2H)
以前の社会訪問パス(MM2H)のコピー（新旧パスポートにあるものを両方ともコピー）
- Copy of Old passport
以前のパスポートのコピー
- Form IMM.12
IMM.12 様式書類
- Form IMM.55
IMM.55 様式書類
- A copy of the conditional approval letter
仮承認書のコピー
- Stamped Personal Bond form.
押印された個人保証書

- MFII medical reports
MFII 医療報告書
- Latest account statement (fixed deposit account).
定期預金の最新の明細書
- Original & current confirmation letter from bank (tagged under lien).
預金が担保されていることの銀行の現在の証明書の原本
- 証明写真

IMM.12 様式書類には、3.5cm × 5cm と書いてありますがこの書類の□よりサイズが大きすぎます。それで私はサイズが違うと言われる

可能性を考え、糊で貼らずに、添付して提出しました。大きすぎると言われたら切ることができます。

MFII medical reports MFII 医療報告書

これはホテルの近くのクリニックに行きました。私が行くと、15 人ほどの人が診察を待っていました。二人ほどは比較的年配かなと思いましたが、後は 20 歳代、30 歳代と思われる若い人でした。平均年齢、約 28.5 歳と言われるマレーシアだけあって、クリニックも若い人であふれています。年寄りがあふれている日本のクリニックとはだいぶ違います。尿の検査をするからと、容器をわたされました。その後はじっと順番を待っていました。12 時から昼休みようで、患者がだんだんと減り、私だけになってから、ようやく診察に呼ばれました。簡単な問診と血圧を測っただけで終わり、MFII 医療報告書に記入してもらうことができました。費用は 60 リンギットでした。

Latest account statement (fixed deposit account). 定期預金の最新の明細書

Original & current confirmation letter from bank (tagged under lien). 預金が担保されていることの銀行の現在の証明書の原本

銀行の証明書は銀行に行ってから証明書をもらうまで、1～2 週間もかかることがあると聞いていたので、前もって銀行に連絡し、アポイントを取り、その日に証明書をもらえるようにしてほしいと言っておきました。アポイントの 15 分ほど前に銀行に行き、担当の人との話になりました。電話番号や、メールのアドレスを聞かれ、本人確認をしてから、少し待つと銀行の証明書をもらうことができました。statement は私は印刷したものも持って行ったのですが、statement に銀行のサインをしたものももらうことができました。私が印刷することは不要であったようです。費用は無料です。銀行の証明者はアポイントを取っておくとスムーズでした。

Stamped Personal Bond form. 押印された個人保証書

これは一番苦労した書類です。まず書き方がよくわかりません。次にどこで押印してもらったらいいいのかわかりません。ネットにその経験を書いている方がおり、その人が LHDN - KL City Branch に行ったとのことなので、Google map で検索し、苦労してそこへ行きました。するとそこは閉鎖されていました。警備員から新しい所を教えてくださいました。私が Google map で検索にもたもたしていると、警備員が親切に入力してくれました。Googl map によると地下鉄で行けるようです。マレーシアでは LRT(Light Rail Transit)、MRT(Mass Rapid Transit)と言いますが、同じようなもののなのに、どうして名称を分けるのだと思いますし、まとめて地下鉄と言ったほうが簡単なので、地下鉄と書きます。地下鉄を乗り換えて駅に着いた所で、さらにバスに乗り換えなければならないことに気づきました。バスの運ちゃんに聞いてみると、現金は使えないとのこと。バスの乗り方がよくわかりません。タクシーが走ってないかとしばらく見てみましたが、タクシーは走っていません。その時私はまだ Grab をインストールしておらず、Grab は使ったことがありませんでした。ユーバーは使ったことはありました。ユーバーでプトラジャヤの観光芸術文化省まで行って MM2H の申請をしたのを覚えています。しかし 10 年も前のことです。それ以後配車サービスは使っていません。またユーバーはすでにマレーシアから撤退

しています。あわてて Grab をインストールしても、うまくいかないのではないかと思います、行くのを諦めました。ホテルに帰って、ゆっくりと Grab をインストールし、使い方を研究することにしました。

ホテルでネットで検索していると、Inland Revenue Board (IRB), Wangsa Maju Branch が地下鉄の Raja Uda 駅の近くにあることがわかりました。それで翌朝そこに行くことにしました。実際、地下鉄の駅から近い所にありました。ただ表示がマレー語だけです。ここでいいのかよくわかりません。係の方に聞いてみると、一階のに入った所にあるオフィスでいいとのこと。私は Personal Bondd を二通りの書き方をして持って行ったのですが、一方のほうは誤っていると言われ、一方のほうはさらに記入を求められました。料金は 10 リンギットなのですが、現金でなく、オンラインで払えと言います。これにはとまどいました。おそらくマレー語のサイトで英語では書いてないでしょう。躊躇していると、担当の人が私に現金 10 リンギットを出すように言います。担当の人が自分のスマートフォンでオンラインで払ってくれました。おそらく自分の口座から払ったのでしょう。マレーシアの公務員は親切です。押印するのではなく、支払ったことを証明する文書をくれます。ネットを見ると、保証人のサインがいるように書いてありますが、保証人のサインがなくても通るようです。ネットに出ているような書き方で書いて誤っておれば、担当者が直してくれます。一応書いて、大きく誤っていた時のために、記入してない用紙も数枚準備して行くといいでしょう。

プトラジャヤの Ministry of Tourism, Arts and Culture に用意した書類を提出することになります。朝 8 時から開きます。書類の提出は午前 10 時と書いてあったので、10 時までには提出しなければならないようです。私はクアラルンプールにホテルを取っていたのですが、朝一番の列車に乗り、地下鉄のプトラジャヤ駅まで行き、そこから Grab で行きました。Grab に 26 リンギット取られました。高いように思いましたが、これは私が Grab を使ったのが、初めてであったからのようです。帰りの Grab は 9 リンギットでした。クアラルンプールから Grab で 34 リンギットと表示していましたから、Grab で行った方が簡単かもしれません。ただ朝だと渋滞があるかもしれません。プトラジャヤ駅からは、Grab を利用する人が多いようで、Grab の車も十分にありますので、あまり待つこともなく、乗ることができます。Ministry of Tourism, Arts and Culture は午前 8 時にならないと、建物の中に入れてくれません。午前 8 時になると、着いた順に入って行き、MM2H と書いたものをくれます。それでこの者は MM2H のことで来ているのだということを示すようです。ていねいにも 2 ヶ所で自分の名前などを記入しました。MM2H1 の書類を出す所は 2 階にあります。私は MM2H と書いてあるものをくれたから、その番号を呼んでくれるのかとじっと待っていたのですが、どうもそうでないと気づきました。2 階の申請する部屋に行くと、また機械のボタンを押し、番号を出さなければならないようです。私はよくわからなかったもので、隣の人に聞くと、専門の業者であったようで、書類は持ってきたかと言います。私が書類を見せると、チェックしてくれて、番号を出し、こうやって出しておくのだと出してくれました。よく見ると、他の人はパスポートもつけているのに、私はパスポートをつけていなかったで、パスポートはつけなくても、いいのかと係の方に聞くと、「ちょっと待って」という日本語が返ってきて、パスポートは付けなくても OK でした。後は担当の人が提出した書類をチェックしている間、自分の名前が呼ばれるのをじっと待ちます。ようやく自分の名前が呼ばれ、受け付けたことを示すと思われる書類を 1 枚渡されます。すべてマレー語です。承認の文書が来るのかと聞くと、そういう文書は来ないようです。2 ヶ月後に渡された書類を持って再び来るように言われました。その時にパスポートに MM2H ビザを記入してくれるのでしょうか。書類のことは何も言わなかったから不備はなかったということだろうと私は思いました。2 ヶ月後ならいつでもいいのかと確認しましたが、2 ヶ月以後、3 ヶ月以前に来てくれとのことでした。

70 日ぐらい経ってからまたプトラジャヤの Ministry of Tourism, Arts and Culture に行きました。午前 8 時に着きました。2 ヶ月以上 Grab を使わないと、プトラジャヤ駅から Ministry of Tourism, Arts and Culture までまた 26 リンギット取られました。私は 2 ヶ月以上前に申請書を提出した時に書類の不備は何も言われず、その後不備の連絡もなかったため、提出した書類で問題はなかったのだと思っていました。ところが窓口で MM2H ビザをもらいに来たことを言うと、

書類をチェックするから待つようにと言います。私は何を言っているのかと思いました。申請してから70日以上経っているのに、どうして今さら申請書類をチェックするのだ、申請書類のチェックはとっくに終わっているのではないのかと思いました。午前11時を過ぎてようやく呼ばれ、conditional approval letterは2ページあるが、2ページ目のコピーが提出されていないと言います。またマレーシアの住所が書かれていないとも言います。私はビックリ仰天しました。70日以上も前に申請書類を提出したのに、その間に申請書類のチェックをせずに、私がMM2Hビザをもらいに行き始めて申請書類をチェックしたようなのです。日本の感覚では考えられないほどの仕事の遅さです。マレーシアの住所はホテルの住所でよいとのことなので、問題なく提出できたのですが、問題はconditional approval letterの第2ページ目のコピーです。私はconditional approval letterは単にMM2Hを許可するとの連絡のように思っていました。それでMM2Hを取ればもう不要なのではとさえ思っていました。しかし一応ファイルに残しておこうということで捨てずに置いてありました。しかしこの書類は非常に大事なもののようです。1ページだけしかコピーしていないなら不可と言います。10年前にもらった書類でよく覚えていなかったから、2ページ目があると思わず、最初だけをコピーしたのでした。conditional approval letterの原本は日本にあります。係の人はコピーまたは、写真を提出しろと言います。日本にいる妻にメールや電話をしました。妻は外出しておりつながりません。午後4時を過ぎてようやくつながり、妻はMM2Hの写真をメールに添付して送ってくれましたが、妻はMM2Hのことがよくわからないため、肝腎の書類を送ってきません。すると係の人が警察のオフィスに行き紛失したと行って発行してもらう手があると言います。午後4時半頃です。午後5時には警察のオフィスもMM2Hの窓口も閉まります。私は翌日の午前5時の帰りの飛行機を予約しており、今日できないなら飛行機はキャンセルしなければなりません。別の便に変更できるような予約をしていないので、キャンセルしてもお金は一切返却されません。今日中にMM2Hの手続きを終えることは絶望的ですが、業者の人がそこに行くように言うので、Grabを呼び一番近い警察署に行ってくれと言いききました。マレーシアには、警察署と事務的なことをする警察のオフィスがあるようです。私が行ったのは警察署で、ここではそういう書類は発行できないとのことでした。こういうことができるなら、書類に不備があると言われた午前11時過ぎに言ってくれば、間に合ったのだと思いました。翌日の飛行機に乗るのはあきらめ、ホテルで妻とやり取りしようやく conditional approval letterの第2ページ目を送ってくれました。その夜にその写真をMM2Hのオフィスにメールで送りました。

次の日も朝8時に行きました。すでにかかなりの人が来てすでに並んでいました。前日でほとんど申請書類のチェックは終わり、不足しているのはconditional approval letterの第2ページ目のコピーだけでした。その写真はすでにメールに添付して送ってあります。今日はすぐにビザがもらえるだろうと思っていました。しかしこれは甘かったようです。午前10時頃ようやく呼ばれ、MM2Hビザを取りに来たこととconditional approval letterの2ページ目をメールに添付して送ったことを告げました。そうするとまた待てと言います。今度は11時頃呼ばれ、最終段階だと言われ、ビザの延長は何年がいいのかと聞きます。これだけ大変な手続きをしているのに、5年間よりも短い期間の延長を希望する人がいるのでしょうか。パスポートを出すように言われ、また待てと言います。これも日本では考えられないことですが、ここの公務員は午後0時から午後2時まで2時間もの昼休みを一斉に取ります。この間は窓口も閉めてしまい部屋の外に出なければなりません。窓口は午前8時から始まるのになぜ多くの人々が早く来て順番待ちをするのかがこれでわかりました。午前8時に来ると昼休みまでに終わらないからです。私は昼休みまでに呼ばれず、昼休みの2時間をさらに待たなければなりません。昼休みに観光・芸術・文化省の庁舎の中にある食堂で食事を取りました。値段は安い。周辺をブラブラと歩いていましたが屋台が出ています。この昼休みを狙って屋台を出しているようです。2時に近づくと店じまいしている所もありました。午後2時13分ようやく呼ばれました。MM2Hのビザの費用をカードで支払うように言われます。これでようやく終わりかと思ったら、ステッカーを返却してくださいと言います。私はそんなものはもらっていないと言うとまた待ってくださいと言います。さらに午

後3時近くまで待たされようやく MM2H ビザのスタンプを押したパスポートと extension approval の書類をもらいました。

MM2H の延長の申請はこうに一日がかりの仕事になります。また申請書を提出した時とその後の2ヶ月は提出書類のチェックをしていないようです。MM2H ビザを取りに行った時に始めてチェックをするように思います。書類に不備があればさらに2回、3回と行かなければならないことになります。日本から来ている人は、MM2H の取得が1日で終わるように考え、前もって翌日の帰国の航空券の予約をすることはしてはいけません。最悪の場合不足の書類を日本に取りに帰り、またマレーシアに来なければならないという事態も考えられます。私は事前に申請書類に不備がなかったかメールで観光・芸術・文化省に問い合わせたのがよかったのかなと思いました。このように時間がかかるようにしているのは、それがマレーシアの利益にもなるし、業者の利益にもなるからかもしれません。手続きが短時間で終わるものなら、業者に依頼する人は激減するでしょう。